特定個人情報保護評価に関する全項目評価書の再評価(案) (地方税の収納管理に関する事務)の概要

1.特定個人情報保護評価とは

社会保障・税番号制度の導入に当たり、地方税の収納管理に関する事務では、特定個人情報を含む個人住民税情報ファイルを保有するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定により、平成27年に特定個人情報保護評価を行い、全項目評価書を作成・公表しました。

その後も毎年見直しを行うことで特定個人情報の適正かつ厳格な取扱いを維持し、流出 その他の事態を発生させるリスクの軽減に努めています。

2.特定個人情報保護評価に関する全項目評価書の再評価について

今回、令和7年度までに地方税に係る基幹業務システムを標準準拠システムへ移行することに伴い、地方公共団体情報システム標準化基本方針(令和5年9月)に定めるガバメントクラウドを利用することで、特定個人情報の保管場所が変更となるなど、本市が保有する特定個人情報ファイルに重要な変更を加えることになります。ここでいう「重要な変更」とは、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させると考えられるものであり、具体的には、特定個人情報ファイルの保管場所、リスク対策(重大事故の発生を除く。)など、特定個人情報保護評価指針に掲げられている記載項目に限られます。また、システム上に保有する個人の数が30万人以上であるため、全項目評価書の再評価を行います。

3.主な変更内容

○特定個人情報の保管・消去・リスク対策について、ガバメントクラウドにおける措置を 追加

(評価書12、20、21、22ページ)

4.根拠法令

- ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)
- ○特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)
- ○特定個人情報保護評価指針(令和4年個人情報保護委員会)